

**【取組の概要】**

東日本大震災では、津波による漂流物が凶器となり、人体や構造物を傷つけ、破壊しました。また、火災の起きたものが漂着することで、津波火災が発生しました。漂流物となりやすいものは、漁船等の船舶、自動車、倒壊した家屋・海岸林、貯木場の材木、漁港にあるタンク等です。これら漂流物による2次被害を減災する方策が必要です。

地方公共団体が行う漂流物対策としては、下記の方策があります。

- ①できる限り漂流物にならないようにすること：想定浸水区域内の住宅・建築物等のRC化・耐浪化、工場等の機械設備の固定化等
  - ②漂流物をできる限りまちなに入れないこと：津波漂流物対策施設
- 本項では、②の方策を示します。

**【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】**

- ・津波漂流物対策施設は、海岸部に津波スクリーンを設置する方法もあれば、漂流物となりやすいものを置いている周辺に津波スクリーンを設置することも有効です。
- ・東日本大震災では、屋敷林により漂流物が捕捉され、家屋への被害が軽減された事例が報告されています（下記参考資料）。

**◆参考資料**

- ・津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料（国土交通省都市局 平成24年3月）
- ・津波漂流物対策施設設計ガイドライン（案）（財）沿岸技術センター
- ・災害に強い漁業地域づくりガイドライン（水産庁、平成24年4月27日）

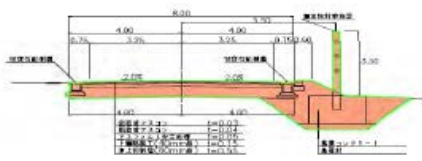
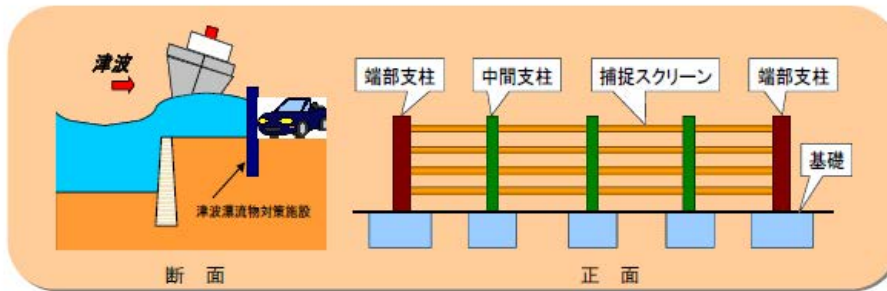
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/bousai/120427.html>

【事例】

○北海道の取組

・津波スクリーンを整備

- ・北海道では、釧路港、十勝港、えりも港において、漂流物対策として、「津波漂流物対策施設（通称：津波スクリーン）」を整備しています。



えりも港では、係留してた漁船が津波により移動。対策施設で捕捉。その他、多数の漁具等についても捕捉。

出典：津波漂流物対策施設（通称：津波スクリーン）の概要（北海道開発局）

<http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kouwan/port/kushiro/saigait2.html>